中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置 に関する法律第7条第1項に規定する説明書類

平成22年5月14日 平成23年12月12日一部改正 平成25年4月1日一部改正

えちご上越農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」(以下、「金融円滑化法」という。)に基づき、当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する 方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本的方針」を、 理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本的方針

当JAえちご上越(以下、「当JA」といいます。)は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当JAの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

1 当 J A は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。

2 当 J A は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

- 3 当 J A は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、 お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいり ます。また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明 するよう努めます。
- 4 当 J A は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の 実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構 からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等(政府系金融機関等、信 用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。)と緊密な連携を図るよう努めてまい ります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6 当 J A は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。 具体的には、

- (1) 理事長以下、関係役職員を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化に かかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- (2) 信用・共済担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当 J A 全体における金融 円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (3) 各支店・出張所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店・出張所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当 J A は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期 的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

附則

この方針は、平成22年1月25日から実施する。

この方針の変更は、平成25年4月1日に遡及して実施する。

第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に 把握するための体制の概要

当組合では、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

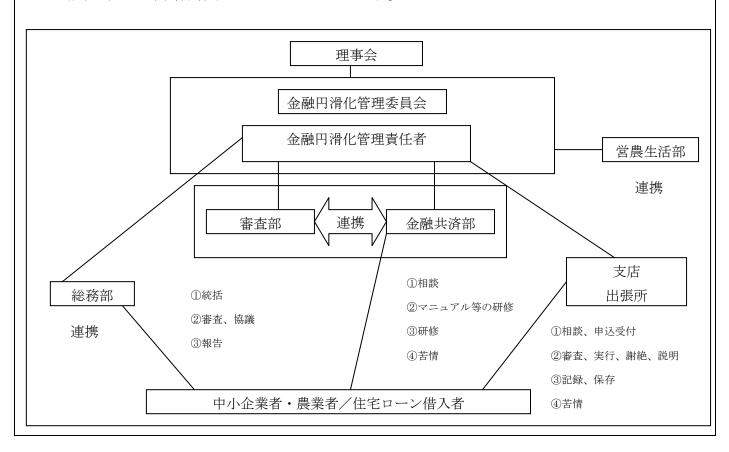
(1) 金融円滑化管理委員会の設置

代表理事理事長以下、関係役員・部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、 金融円滑化にかかる態勢を組織横断的に協議・管理いたします。また、協議内容について は、必要に応じて理事会へ報告し、または議決を受けることとしております。

- (2)金融円滑化管理責任者の設置 信用・共済担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融 円滑化の方針や施策の徹底に努めてまいります。
- (3) 金融円滑化管理担当者の設置

金融共済部に金融円滑化管理責任部署を設置するとともに、各支店・出張所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、本店関係部署及び各支店・出張所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めてまいります。

(4) 各支店・出張所等では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。



- 第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談 を適切に行うための体制の概要
 - (1)お客さまからの金融円滑化にかかるご相談の窓口を本店金融共済部に設置するとともに、 各支店・出張所にも相談窓口を設置しました。
 - (2) お客さまからの当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、金融共済部、各支店、出張所において苦情相談を受け付けることとしております。
 - (3) 相談窓口において苦情を受けた場合には、当組合所定の手続きに従って、相談・苦情等管理責任者である総務部長へ報告し、総務部長は当該部署に対して対応の指示及び処理の一元的管理を行うことで、適切な対応を実施する体制を整備しております。

また、総務部長は、金融円滑化管理責任者と適切に連携し、金融円滑化の趣旨に照らして、不適切または不適切なおそれのあるものについて、適時適切に情報を収集し、金融円滑化管理責任者に報告し、金融円滑化管理委員会では、お客さまからの重要な相談・苦情等を踏まえ、金融円滑化管理態勢の整備に関する協議を行うこととしています。

- 第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要
 - (1) 当組合は、お借入条件の変更等を行った中小企業や農業者のお客さまからの経営相談に 積極的かつきめ細かく取り組むとともに、営農生活部担当部署と審査部担当部署が連携し、 経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善または再生 のための助言等を行うなど、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努め てまいります。
 - (2) 役職員に対する研修を実施することにより、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 第5 法第4条に基づく措置の実施状況

別表1のとおり

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

別表2のとおり

平成22年5月14日 平成23年12月12日一部改正 平成25年4月1日一部改正

えちご上越農業協同組合

金融円滑化へのご相談窓口のご案内

当組合では、農業および地域の金融の円滑化に積極的に取り組んでいるところです。

現在、経済環境や雇用情勢が一段と厳しさを増していることに対応するため、本・支店・出 張所・ローン営業センターの「ご相談窓口」で、組合員および住宅ローンご利用のお客さまか ら、きめ細やかなご相談に応じておりますのでお知らせいたします。

以上

お客さまのためのご相談窓口

| 店舗名 | 所在地 | 電話番号 | 店舗名 | 所在地 | 電話番号 |
|--------|------------------|--------------|----------------------|------------------|--------------|
| 本店 融資課 | 上越市藤巻 5 番 30 号 | 025-527-2002 | 大島支店 | 上越市大島区岡 3320-22 | 025-594-3346 |
| 和田支店 | 上越市大和 2-4-30 | 025-524-2701 | はまなす支店 | 上越市柿崎区柿崎 3337-1 | 025-536-2283 |
| 中央支店 | 上越市大字上中田 990 | 025-524-3930 | 大潟支店 | 上越市大潟区土底浜 3035-1 | 025-534-3121 |
| 春日支店 | 上越市春日山町 3-3-17 | 025-523-2885 | 頸城支店 | 上越市頸城区百間町 310-2 | 025-530-2321 |
| 有田支店 | 上越市春日新田 5-3-30 | 025-543-2661 | 八千浦南川支店 | 上越市頸城区上吉 194-5 | 025-531-0717 |
| 谷浜支店 | 上越市大字有間川 465-1 | 025-546-2331 | 吉川支店 | 上越市吉川区片田 1500 | 025-548-2323 |
| 上越支店 | 上越市大字長面 94-1 | 025-524-6736 | 新井支店 | 妙高市朝日町 1-7-9 | 0255-72-2260 |
| 富岡出張所 | 上越市大道福田 615 | 025-523-5330 | 泉支店 | 妙高市大字下濁川 1846-1 | 0255-75-2322 |
| 三和支店 | 上越市三和区野 820 | 025-532-2311 | 中郷支店 | 上越市中郷区二本木 1372-1 | 0255-74-2033 |
| 清里支店 | 上越市清里区荒牧 1068-1 | 025-528-3131 | 板倉支店 | 上越市板倉区針 881-4 | 0255-78-2311 |
| 牧 支 店 | 上越市牧区柳島 803 | 025-533-6121 | 関山支店 | 妙高市大字関山 1185 | 0255-82-2002 |
| 名立支店 | 上越市名立区名立大町 4211 | 025-537-2211 | 妙高高原支店 | 妙高市大字田口 291 | 0255-86-3121 |
| 安塚支店 | 上越市安塚区安塚 2544 | 025-592-2019 | ローン営業センター | 上越市鴨島 1-5-51 | 025-522-4976 |
| 浦川原支店 | 上越市浦川原区顕聖寺 195-1 | 025-599-2331 | 【ご相談受付時間:8:30~16:00】 | | |

※但し、ローン営業センターは9:30~15:00となります。

※ 貸出条件変更等に係るご意見・苦情については、本店金融共済部(融資課)、各支店・出張所にてお受けいたします。